

昭和二十六年三月二十日提出
質問 第七二二号

所得税に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十六年三月二十日

提出者 今村 忠助

衆議院議長 林 讓 治 殿

所得税に関する質問主意書

左記二事項に関し質問致しますから速やかに回答願います。

一 長野県飯田市の昭和二十三年度以来の所得税が、昭和二十二年の大火によつて、住宅、店舗及び商品等のほとんどが焼失しているにもかかわらず、県下他市に比し著しく過重であると思われるが、いかなる理由か、詳細に回答を願います。

(参考までに飯田市よりの陳情書を添附する。)

二 長野県飯田市医師会員の所得税が、県内三市に比較して過重であるがいかなる理由によるか。ことに全国まれなる全部保険診療が実施されている所であり、申告が全額明らかにされているがために起きた点なきや詳細に回答願います。

(参考までに飯田市医師会よりの請願書を添附する。)

附記

前二項とも共通なる点があり飯田税務署管下の所得税は過重なるものがあると思考されます故是非県下他市に比較してこれを説明されたい。

右質問する。